

低圧ガス燃料機関の仕様等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編

高速船規則

鋼船規則検査要領 B 編, D 編, GF 編, H 編及び N 編

高速船規則検査要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

低圧ガス燃料機関の仕様等に関する事項

改正理由

IACS では、燃料として油及びガスの両方を使用する二元燃料機関に対する要件を IACS 統一規則 M59 に規定している。しかし、当該統一規則は高圧ガスを燃料として使用する機関を適用対象にしたものであり、今後、LNG 運搬船等での採用の拡大が予想される低圧ガスを燃料として使用する機関に関しては、要件が規定されていなかった。

このことから、IACS では、低圧ガスを燃料として使用する機関の安全性を高めるべく、当該機関に対する設計、試験等に関する要件を規定した IACS 統一規則 M78 を 2018 年 7 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M78 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 低圧ガス燃料機関において、同じ型式として取り扱うことができる機関の条件を規定した。
- (2) 低圧ガス燃料機関にあつては、リスク分析を実施しなければならない旨規定するとともに、当該分析の範囲、手順、対象の機器等について規定した。
- (3) 低圧ガス燃料機関のクランク室、給気装置、燃料管等に対する設計要件を規定するとともに、当該機関の種類（二元燃料機関、ガス専焼機関等）ごとの設計要件についても規定した。
- (4) 低圧ガス燃料機関に対し実施する、使用承認のための試験、製造工場等における試験及び海上試運転における、計測項目、試験方法等を規定した。

改正条項

鋼船規則 D 編 2.1.1, 2.1.2

高速船規則 9 編 2.1.1

鋼船規則検査要領 B 編 B2.3.1

鋼船規則検査要領 D 編 D2.1.1, D2.1.2, D2.6.1

鋼船規則検査要領 GF 編 附属書 3 1.1, 1.3, 4.1, 4.2.2, 附属書 4 1.1, 1.3, 1.4, 2.1,

2.2.3（新規）、2.2.4（新規）、2.3、2.4、2.5（新規）、3 章の表題、3.1、表 3.1、3.2、4.1、4.2.2

鋼船規則検査要領 H 編 H2.4.2

鋼船規則検査要領 N 編 附属書 3 1.1、1.3、5.1、5.2.2、附属書 4 1.1、1.3、1.4（新規）、2.1、2.2.3、2.2.4、2.3、2.4、2.5、4 章の表題、4.1、表 4.1、4.2、5.1、5.2.2

高速船規則検査要領 2 編 2.3.1、9 編 2.1.1

船用材料・機器等の承認及び認定要領 6 編 8 章の表題、8.1.1、8.1.2、8.2.2、8.3、8.4、8.5、8.6（新規）